

令和6年度ホテル白鳥総合清掃管理及びナイトフロント
業務委託(詳細仕様書)

令和6年2月16日

共通事項

本仕様書は、島根県市町村職員共済組合(以下「発注者」という。)と受注者との間で締結する「令和6年度ホテル白鳥総合清掃管理及びナイトフロント業務委託」(以下「本業務」という。)に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、美観又は建物の管理上必要と認めた業務については、本仕様書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 目的

本仕様書はホテル白鳥の建物及び附帯施設の安全維持並びに良好な環境の保持と施設の円滑な運営を図るため、受注者の協力により、これらの施設等を計画的かつ適正に管理することを目的とする。

2 業務名

令和6年度ホテル白鳥総合清掃管理及びナイトフロント業務

3 業務実施場所

業務の実施場所は、次のとおりとする。

住所	松江市千鳥町 20 番地
敷地面積	4,418.43 m ²
延べ床面積	7,350.97 m ²

4 委託期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

5 委託業務の範囲

(1) 委託業務の範囲は次のとおりとする。また、詳細は各業務の仕様のとおりとする。

ナイトフロント業務
総合清掃管理業務

(2) 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」によることとする。

(3) 本仕様書に明記していない業務であっても、発注者が目標達成のために必要と認めた業務は、発注者の指示により行うこととする。

6 入札参加資格

本業務に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を作成し、次に示す資格等が確認できる証明書類等を添付し、令和6年3月1日(金)午後5時までに発注担当課へ直接持参のうえ提出すること。

なお、提出期限までに提出のない場合は、本業務に参加することができないこととする。

(1) 島根県建築物事業登録の建築物環境衛生総合管理業務に登録していること。

- (2) 建築物ねずみ昆虫等防除業（島根県知事登録）の資格を有すること。
- (3) 厚生労働省一般競争入札参加資格（全省統一資格）「役務の提供」のA、B又はCの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有すること。
- (4) 松江市内の事業所でISO 9001、14001及び27001を認証取得していること。
- (5) 過去に国、官公庁等から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 松江市内に事業所を置き、不測の事態に備え、迅速にスタッフを派遣する等の対応が可能な体制を整えていること。
- (7) 過去5年間に2年以上の同等業務受託実績を有すること。
- (8) 個人情報取扱事業者の賠償責任保険に加入していること。

7 責 務

(1) 法令の遵守

この業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

(3) 信用失墜行為の禁止

受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(4) 業務の再委託について

①受注者は業務の全てを一括して一業者に再委託することはできない。ただし、協同組合等にあつては、その構成員が本業務を行う場合においては、事前に発注者に対し書面により申請し、承認を得なければならないものとする。なお、約款及び構成員組織図についても添付し提出するものとする。

②受注者は業務の一部を再委託する場合は、事前に発注者の承認を必要とする。その他、業務や機器に精通していなければ保守ができない業者等が行う業務の場合は、発注者が承認した者に再委託できるものとする。

③受注者は、再委託する業務について、発注者に再委託業者名簿を提出し、承認を得るものとする。承認後に再委託業者を変更する場合は、速やかに発注者に変更届を提出し再承認を得るものとする。

④業務の再々委託を禁止する。

(ア) 業務従事者への指導

受注者は、発注者の業務の内容を十分に理解した上、管理運営に支障を来すことのないよう業務従事者に対して受託業務上必要な教育訓練を実施して、円滑な業務の確保を図ること。

(イ) 施設管理運営上必要な事業への参加

受注者は、発注者が実施する施設管理運営上必要な事業に参加しなければならない。

(ウ) 業務責任者の選任等

- (a) 受注者は、受託業務を円滑に遂行するため、各受託業務について業務責任者を選任し、発注者に届け出なければならない。
- (b) 業務責任者は、契約内容の履行管理及び業務従事者の業務に関する監督について統括すること。
- (c) 業務責任者は、あらかじめ、代行者を選任の上届出し、受託業務の遂行及び連絡について、責任者が不在であっても受託業務に支障を来さないようにすること。

8 費用負担区分

(1) 用水、電力、その他の貸与

委託業務を遂行するために必要な用水、電力、資機材置場等は無償で貸与する。

ただし、用水、電力の使用については、必要最小限にとどめること。

(2) 保守機器等の負担

委託業務を遂行するために使用する機器類、消耗部品等の負担区分は、各業務仕様書に定める。

(3) 業務報告書等の提出

①各業務報告書の提出

業務終了後に報告書を提出するものとし、発注者の検査を受けるものとする。

②業務報告書、記録等報告書の様式(関係法令の定めがある場合を除く。)

発注者と協議のうえ定めるものとし、その作成費用は受注者の負担とする。

③関係法令等に基づく業務については、法令様式による報告書を作成し提出するとともに、必要な官公庁等への連絡及び書類提出等の届出手続きは、発注者に協力し、遅滞なく処理すること。この場合、写しを提出すること。

(4) 持込備品等リストの提出

受注者は、契約締結後速やかに受託業務に係る持込備品や消耗品のリストを提出し、発注者の承諾を受けるものとする。また、持込備品には、受注者名を表示すること。

(5) 改善業務

発注者は、委託業務に関して調査又は報告を求め、必要があるときは改善を求めることができるものとする。この場合、受注者は直ちにこれに応じてその結果を報告しなければならない。

(6) 次年度以降への対応

受注者は、機器の保守、点検、整備を行うに当たっては、機器の構成部材及び構成部品類の劣化、摩耗状況等を調査し、次年度以降に予想される補修又は取替えを要する部品リスト及び参考見積りを提出すること。

9 予防措置

(1) 危害及び損害予防措置

受注者は、業務の実施に当たっては、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置をとらなければならない。また、危害又は損害を与えた場合、若しくはその恐れのある場合には、業務責任者は、直ちに発注者に報告すること。

(2) 破損箇所に対する措置

業務従事者は、業務中に発見した破損及び故障箇所について適切な判断を下し、材料部品の交換修理又は応急措置を講じ、応急措置ができない場合には、適切な損害予防措置をとらなければならない。

(3) 賠償責任

受注者が、故意又は過失等により発注者及び第三者に損害を与えたときは、受注者において賠償責任を負うものとする。

1 0 立会等

業務責任者は、業務終了後、発注者に立会いを求めるものとする。ただし、あらかじめ承諾を得た場合は、立会いによらず、写真記録等により確認を受けることができる。

1 1 入札金額

本業務の実施に係る全ての経費一式の合計額(税抜)とする。

1 2 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。
- (3) 受注者は、前項の検査に合格しないときは、ただちに補正して発注者の再検査を受けなければならない。

1 3 委託料の支払

- (1) 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、業務委託料の支払いを発注者に請求することができる。
- (2) 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を受注者に支払わなければならない。

1 4 業務内訳明細書の提出

受注者は、業務内訳明細書をすみやかに提出すること。

1 5 疑義の解釈

本仕様書に疑義があるとき又は本仕様書により難しい事案が生じた場合は、すみやかに発注者と協議すること。

1 6 問い合わせ先

(入札関係)

松江市千鳥町 20 番地

島根県市町村職員共済組合 総務課 是津^{ゼツ}・大西

(TEL) 0852-21-9489 (FAX) 0852-27-8518

(仕様関係)

松江市千鳥町 20 番地

ホテル白鳥 施設管理室 高橋 ^{ヒダ}比田

(TEL) 0852-21-6195 (FAX) 0852-23-5299